

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年1月16日

徳島県知事 殿

住 所 美馬市脇町大字脇町字北島 1265-1  
名称及び代表者の氏名 美馬市商工会  
会長 蔭山 泰章

住 所 美馬市穴吹町穴吹字九反地 5  
名称及び代表者の氏名 美馬市長 加美 一成

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：後藤田 哲人

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

1 地域の概況

美馬市は徳島県西部に位置し、西側が三好市、つるぎ町及び香川県まんのう町と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県高松市、同さぬき市及び同三木町と、東側が阿波市、吉野川市及び神山町と、南側が那賀町とそれぞれ接し、東西約20km、南北約36km、面積約367km<sup>2</sup>、人口は約2万8千人である。吉野川北岸沿いにおいては、美馬市を横断するように「中央構造線断層帯」が走っている。四季折々の風情が美しい剣山や大滝山、竜王山などの山々に囲まれており、日本三大暴れ川の一つで『四国三郎』の異名を持つ「吉野川」が市のほぼ中央を東西に流れ、日本一の清流「穴吹川」が南北に流れる風光明媚な街である。古い商家のたたずむ「うだつの町並み」や歴史情緒あふれる「寺町」などに象徴されるように、古来より県西部の政治・経済の中心地として栄えてきた地域である。

2 気象

美馬市の平野部は瀬戸内型気候に属し、年平均気温が15.2°Cと比較的温暖な気候であるが、山間部においては気温の変動が大きく、非常に厳しい環境となっている。また、当市の平野部の年間降水量は平均約1,540mm程度で、全国的に見ても少雨地域であるが、平成23年のように年間降雨量が約2,378mm、日最大降水量約390mmと、非常に多くなることもある。大雨が降りやすい時期(出水期)は、梅雨前線や秋雨前線が四国付近に停滞する時期と台風が日本付近を通過することが多い時期の5月から10月頃である。

3 災害リスク

①地震による被害

美馬市地域防災計画【地震対策編】によると、南海トラフ地震等による被害想定の甚大性 南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震が発生した場合の本市の被害(想定)は、次表のように、市にとって極めて甚大であり復興所要が大きいとされる。徳島県全体としては、南海トラフ地震による被害が、中央構造線・活断層地震によるそれよりも相対的に大きくなると想定されているが、美馬市にあっては、逆に、中央構造線・活断層地震による被害が、南海トラフ地震によるそれよりも相対的に大きくなると想定されるなど、特性がある。

【被害想定表】

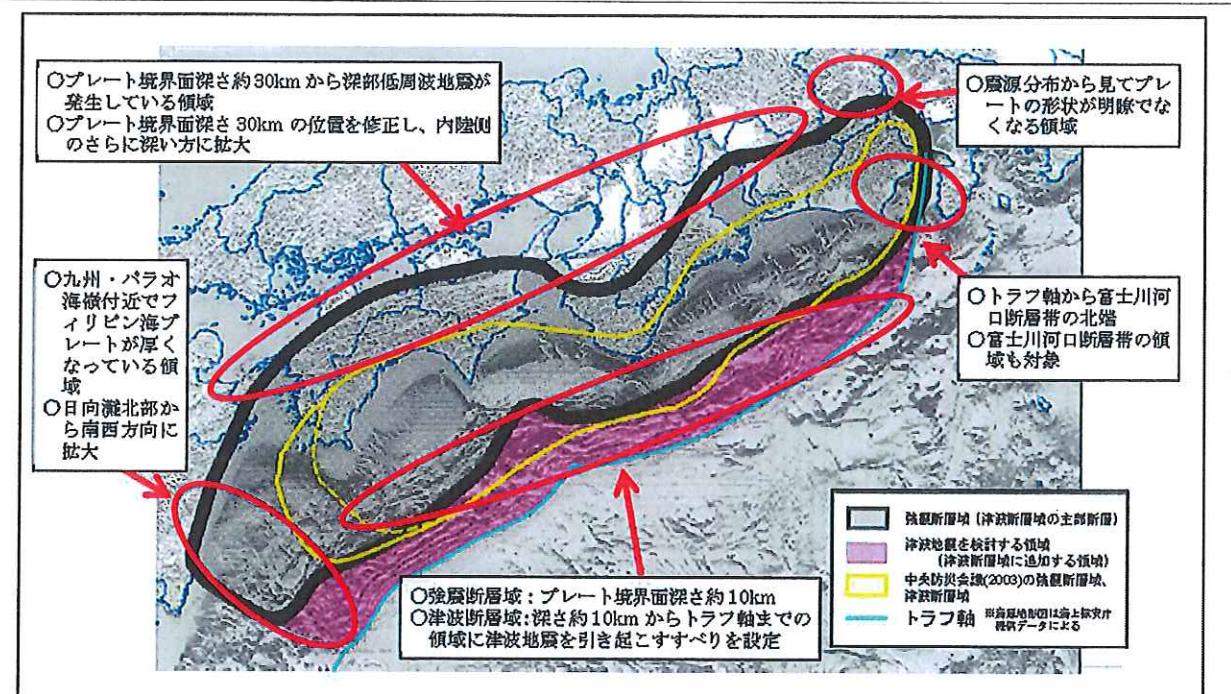
被害区分	南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
人的死者	最大 80 人	最大 110 人
負傷者	最大 650 人	最大 770 人
避難者	最大 6,900 人	最大 8,100 人
避難所避難者	最大 3,400 人	最大 4,100 人
帰宅困難者		1,400~1,800 人
物的全壊・消失棟数	1,200 棟	1,600 棟
半壊棟数	3,300 棟	3,400 棟
災害廃棄物	8 万トン	40 万トン

※出展:美馬市業務継続・受援計画より抜粋

【南海トラフ地震】

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、美馬市区域をはじめとして徳島県内の全ての地域が『南海トラフ地震防災対策推進地域』に指定されている。

南海トラフの巨大地震の新たな想定断層域は、下図のとおり。



### 【中央構造線・活動層地震】

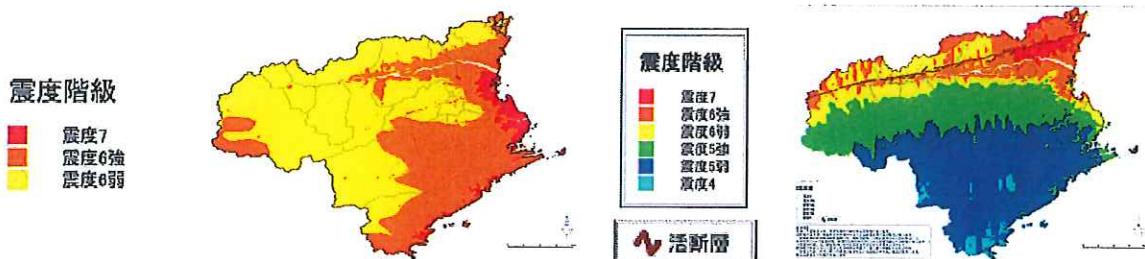
四国地方には、我が国で最も活動的な活断層の一つである「中央構造線断層帯」が走っている。中央構造線断層帯は、全体として440kmを超える長大な断層帯であり、その範囲は奈良県から淡路島の南方領域を経て和歌山県、徳島県、愛媛県を抜け、佐多岬の沖合を通り、別府湾から大分県の内陸部にまで及んでいる。

四国地方全域において、今後30年以内にM6.8以上の地震が発生する確率は、9~15%とされている。このため、四国地方は、最もその発生が懸念されている「南海トラフ巨大地震」とは別に、活断層で発生するような陸域での浅い地震、すなわち熊本地震のような『直下型地震』に見舞われる可能性も想定し、注意しておく必要がある。

また、吉野川上流域等には浅い中小地震による小被害が確認されており、南海トラフ巨大地震の発生後には、陸域の浅い地震や比較的浅いプレート内の地震が『誘発』される可能性があり、それへの注意の必要性も指摘されている。<美馬市地域防災計画【地震対策編】より>

<南海トラフ地震の震度分布>

<中央構造線・活断層地震の震度分布>



### ②風水災害による被害

美馬市で発生が想定される風水害の種類は

- 洪水害(内水氾濫)
- 洪水害(外水氾濫)
- 風害
- 土砂災害

#### v. 雪害 が想定されている。

前述より、美馬市の年間降水量は、平均 1,540mm 程度で比較的少雨ではあるが、近年の地球温暖化の進行に伴う大規模水害が増加傾向にある。また日本においても大雨(1 日の降水量200 mm 以上、あるいは1時間降水量50mm を超える)の発生頻度が近年増加傾向にあり、美馬市においても例外ではなく、事前の予防対策や早めの避難対策により物的被害及び人的被害を防止している。

- ・美馬市地域防災計画、美馬市水防計画  
<https://www.city.mima.lg.jp/gyosei/docs/4234.html>
- ・美馬市ハザードマップ  
<https://www.city.mima.lg.jp/htdocs/index.html>
- ・美馬市総合防災ガイドブック  
<https://www.city.mima.lg.jp/gyosei/docs/4210.html>

#### ③ 感染症まん延による被害

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、美馬市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

また、事業者等への影響は、既述の自然災害と違い、建物や設備等の物損はないものの、人の動きや接触といった活動が鈍くなる、もしくは縮小、一時休止するなどあらゆる経済活動を停滞させるものであり、これらが長期間続ければ、事業継続はもとより、転廃業のリスクも高くなってしまう可能性がある。

#### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,160者
- ・小規模事業者数 1,099者

#### 商工業者の状況

(令和4年度徳島県商工会連合会実態調査より)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製造業	100	90	市内に点在
建設業	206	201	//
卸・小売業	314	291	脇町地区に集積
飲食・サービス業	459	449	//
その他の	81	68	市内に点在
合計	1,160	1,099	

#### (3)これまでの取り組み

##### ① 美馬市の取り組み

###### ・美馬市危機管理指針の策定

平成23年4月 「美馬市危機管理指針」新規策定

令和3年1月 第1回改定～同年5月 第2回改定～令和4年10月 第3回改定。

###### ・美馬市地域防災計画の策定

平成17年3月 「美馬市地域防災計画」新規作成(市町村合併により)

平成26年8月 一部改定～令和3年3月 一部改定～令和4年6月 全面改定。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、美馬市民の市民生活に重大な影響を及ぼす災害に対処するため、近年の防災をめぐる社会情勢の変化や気候変動等を原因とする自然災害の頻繁な発生やそれによる被害の甚大化等を踏まえ、本市において防災上必要な諸施策等の基

本的事項を定めることによって、本市の災害対応能力の向上に資するとともに、災害が発生した場合において被害の最小化を図ることを目的とする。

・美馬市水防計画の策定

平成17年3月「美馬市水防計画」新規作成。

平成26年8月 一部改定～令和4年6月 全面改定。

・美馬市業務継続・受援計画の策定(令和3年3月)

・美馬市総合防災ガイドブックの作成・配布(令和4年8月)

・防災訓練の実施

「普段から訓練していることしか緊急時はできない」「普段から訓練していることすら緊急時は十分にできない」ましてや「普段から訓練していないことは緊急時は絶対にできない」これらの東日本大震災での教訓を旨とし、いつ発生してもおかしくない災害に対し強固な防災体制を構築し、その体制を維持増進することが喫緊の課題となっている。そのため災害に対する職員及び全市民の「心構え」と「備え」を醸成・促進し、いざ発災した災いに「減災」を図るための重要な位置づけとして「防災訓練」を実施している。市民はもとより関係部外機関との連携及び自主防災体制との協調体制の強化を目的として、実践的・実際的訓練に留意し、毎年11月にはシェイクアウト訓練「シェイクアウトみま」を実践している。

②当商工会の取り組み

・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業BCP の策定促進に向けて」の小冊子配布や、事業継続力強化計画策定のための周知及び支援を実施。

・防災ハンドブックの配布

㈱エフエム徳島の作成した防災ハンドブックの事業者へ配布。

事業者に対する備蓄品の準備・確認、避難場所の確認、訓練実施、連絡網の整備などについての啓発。

・BCP策定および事業継続力強化計画策定支援に向けた専門家派遣

BCP策定及び事業継続力強化計画策定を目的とした専門家派遣を実施。

・美馬市との連携による避難訓練の実施

毎年11月、美馬市及び市内各種団体、事業所が一斉にシェイクアウト訓練(集団防災訓練)を実施。当商工会も全職員参加による避難訓練を実施するとともに、備蓄品の確認を実施している。

・地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

毎年1回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にパンフレットを携帯し各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促した。

・防災備蓄の備蓄と点検

懐中電灯、乾電池、消毒液、カットパン、水ペットボトル、ライター、ゴミ袋、軍手、タオル、ブルーシート等の備蓄の確認。(古くなったものは定期的に買い替え。毎年一回、避難訓練時に備蓄品の点検実施。)

## II. 課題

現状では、被災、発災について漠然としか捉えていないのが現状で、災害リスクに対しての準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網等の整備について、充分できていない。

また、平時、緊急時に対応を推進するノウハウを持った人員の確保が課題で、土日、祝祭日に被災した場合、職員のほとんどが(9名中1名を除き)市外から通勤しているため、参集に時間がかかることが想定される。更に、保険・共済などリスクマネジメントに関して助言、指導・支援を行える職員が不足しており、

指導力の向上とリスクマネジメント知識の蓄積及び人材確保が喫緊の課題である。

- (1)管内小規模事業者の危機意識が希薄であり、日々の作業に埋没している。
- (2)事業者BCP、事業継続力強化計画策定が進んでいない。
- (3)指導職員のBCP、事業継続力強化計画策定支援の経験不足、ノウハウが不足しており、専門家及び損保会社との連携が不可欠である。
- (4)小規模事業者向けの簡易な策定ツールの提供が必要。(もう少し事業者が手間と時間をかけずに作成できるツールが必要)
- (5)緊急対応に関する市と商工会との連携体制が整っていない。
- (6)地区内小規模事業者に対する新型インフルエンザ等の感染症対策の徹底

### III. 目標

美馬市地域防災計画に基づき、近々に発生し得る大規模自然災害に備え、中小企業等に対する自然災害の早い復旧対策について、市、商工会が一つになって取り組むこととし、管内小規模事業者に対して、大規模自然災害の発生後も経済活動を継続することを目標とした事業継続力強化のため、次の取り組みを行う。

#### ① BCP、事業継続力強化計画策定支援の実施

- ・地域内小規模事業者に対し、災害のリスク及び事前対策の必要性を周知するとともに、地震リスク、水災リスク軽減のため地震保険、火災保険、ビジネス総合保険の推奨及び保険、共済の見直し相談等を実施し事前対策を推進する。
- ・事業継続、再開のため災害時に実行すべき項目に優先順位をつけて整理を促すとともに、まず初動対応を整理し、「BCP(入門コース)」のフォームに落とし込むことで、本格的なBCP(入門コース以降の段階)および事業継続力強化計画の作成のきっかけとし、令和6年3月末までに8社(入門コース2社、事業継続力強化計画6社)、令和10年3月末までに15社(入門コース4社、事業継続力強化計画9社、BCP2社)の計画作成、及び認定を目標とする。

#### (5 年間の計画策定目標)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
BCP(入門コース)	2	3	3	4	4
事業継続力強化計画	8	9	9	9	9
BCP(入門以降の段階)	1	2	2	2	2

#### ② 被害状況の把握、連絡網、報告ルートの確立

- ・発災時における連絡体制を円滑に実施するため、美馬市への被害情報報告ルートを構築する。
- ・役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

#### ③ 応急・復興支援を行うための連携体制の整備

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会内部における職員の業務実施体制、役職員の連絡体制、緊急窓口相談コーナー設置の体制づくりのため日本政策金融公庫、美馬公共職業安定所、よ

- ろず支援拠点、徳島県商工会連合会等関係機関との連携体制を平時から構築する。  
 ・また、域内感染者発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した4段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに徳島県に報告する。

**事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間**

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年4月1日～令和10年3月31日)【5年間】

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

美馬市商工会と美馬市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**【1・事前対策】**

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回指導時にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「ハザード情報レポート」や防災ハンドブック等を用いながら、事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明する。

・損保会社と連携し、保険見直し相談を実施し自然災害に対するリスク管理の見直し、被災時に事業再開のための費用担保について説明する。

・会報、ホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介、BCPに取り組んだ事例紹介などを行う。

・徳島大学環境防災研究センター等と連携し、BCP、事業継続力強化計画策定の前段として発災時の初期行動を整理し「BCP(入門コース)」の作成を支援する。

・とくしま産業振興機構等専門家と連携し、実効性の高いBCP、及び事業継続力強化計画の作成を支援する。

・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②美馬市商工会の事業継続計画の作成

・美馬市商工会自身のBCP(危機管理マニュアル)については、平成28年度に作成済であるが、その後の環境変化に合わせて、適宜、加筆修正を行っていく。

③関係団体との連携

・全国商工会連合会と協定する損害保険会社等による専門家派遣を依頼し、ハザード情報提供、小規模事業者対象普及啓発セミナー、保険見直し相談、損害保険の紹介等を行う。

・徳島大学環境防災研究センターの開催するセミナー、講習会への職員参加、事業者への周知。また、事業継続力強化計画策定の前段として、初期行動を整理するための「BCP(入門コース)」作成支援のため専門家として派遣依頼する。

・とくしま産業振興機構と連携しBCP、事業継続力強化計画等の作成支援につき連携する。また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等についての説明、申請支援を連携して支援する。

- ・感染症対策としては、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

#### ④フォローアップ

- ・BCP(入門コース)作成事業者に対し、内容の定期見直し支援及び専門家を交えた事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・現在加入の保険見直し相談会に参加した事業者に対し、見直し後の保障内容について確認する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

#### ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード6.0 以上の地震)が発生したと仮定し、避難経路の確認、職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。
- ・避難訓練の実施

### 【2. 発災後の対策】

自然災害の発災時には、人命救助が第一とし、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ①応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に各自、自身及び家族の安否確認を行い、通信網が使用可能なら職員間の携帯等で連絡する。また、大まかな被害状況(家屋被害、道路被害状況等)、業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの、役職員安否情報、被害状況は市と携帯等で情報共有する。

安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員召集後、次の非常時優先業務について市と協議する。

#### ◆市と連携して実施する応急対策(非常時優先業務)

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復興支援策活用の支援業務

応急対策実施には、参考できる職員の確保をはじめ、事務所、ライフラインの確保も必要なので、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを市と整備する。

#### ◆感染症対策

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、美馬市における感染症対策本部設置に基づき美馬市商工会による感染症対策を行う。

#### ②応急対策の方針決定

- ・美馬市商工会と美馬市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(在宅時の豪雨のケース)職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・(在宅時の大型地震のケース)職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できてから、通勤経路の確保、安全確認後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。  
徳島県商工会連合会、つるぎ町商工会、阿波市商工会に応援要請。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
- ・出勤時、平時に被害発生の場合は、美馬市役所担当課、及び商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、市内巡回し被害状況を確認する。

(被害状況の目安は以下を想定)

大規模被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li> </ul>
被害あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、美馬市商工会と美馬市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間…1日に3回連絡する。

1週間～2週間…1日に2回連絡する。

2週間～1ヶ月…1日に1回連絡する。

2ヶ月以降…2日に1回連絡する。

#### 「感染症対策」

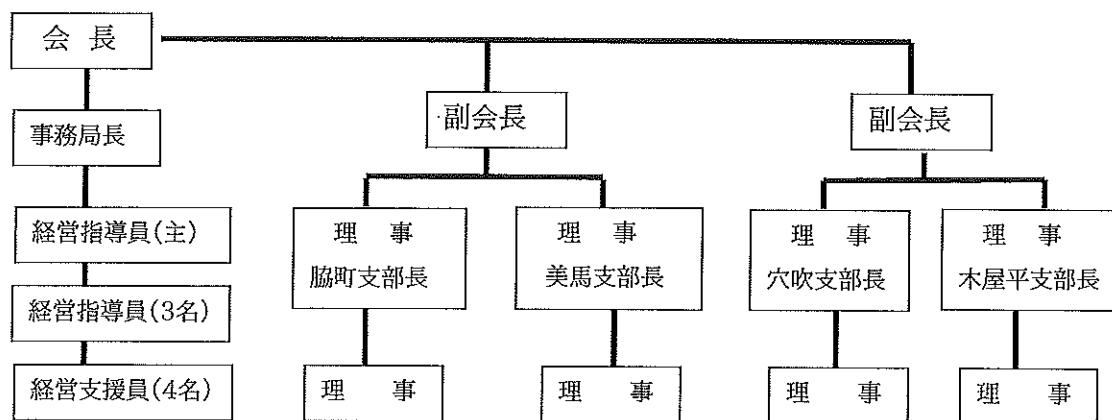
- ・美馬市で取りまとめた「美馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

#### 【3・発災時における指示命令系統・連絡体制】

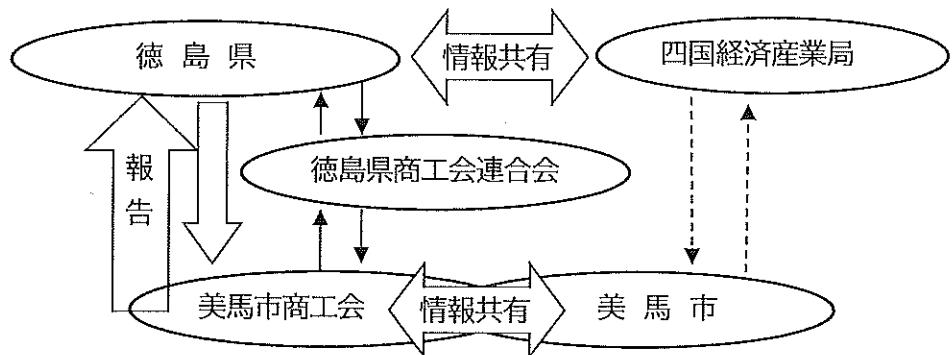
- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(役員による各地区の被害状況の報告を実施)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・美馬市商工会と美馬市は被害状況確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・美馬市商工会と美馬市が共有した情報を徳島県の指定する方法にて美馬市商工会又は美馬市より徳島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、美馬市商工会と美馬市が共有した情報を県の指定する方法にて美馬市商工会又は美馬市より県へ報告する。

※指示命令系統・連絡体制（安否確認）

(美馬市商工会内部)



(美馬市商工会外部)



**[4・応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援]**

- ・相談窓口の開設方法について、美馬市、美馬公共職業安定所、日本政策金融公庫と相談する。  
(国、徳島県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、美馬市、美馬公共職業安定所、日本政策金融公庫、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、徳島県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。  
被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、美馬公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には求人票作成支援をし、公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。
- ・また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等を迅速に対応し資金繰りを支援する。  
被災した、事業者、従業員やそのご家族のため徳島県商工会連合会、及び、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きにより、生活資金、事業資金面を支援する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

下記の要領で地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後～ 2日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役員連絡網で確認 役員連絡網にて各地区の被害状況報告確認
		大まかな被害確認 (職員参集可否、及び居住地から勤務地経路被害状況確認)	
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認 (非住居被害、商工関係被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料調達状況等)	
3	発災4日 後～14日 程度	経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、共済請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り。
		間接被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等)	窓口相談設置後は窓口相談にて対応

- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市町村の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、市施策、補助金等の申請支援を行う。

・よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、市施策、補助金等の申請支援を行う。

**【5・地区内小規模事業者に対する復興支援】**

- ・国、徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣のつるぎ町商工会、阿波市商工会などに相談する。
- ・被災後の臨時の仮設商店・商店街の開店支援

安全性の確保される場所において、つるぎ町商工会、阿波市商工会などとの連携により、交通網が遮断されていなければ、一時的につるぎ町、阿波市など隣接する市町の事業者から仕入、仮設店舗にて販売を行う。

そのための、具体的な連携方法についてつるぎ町商工会、阿波市商工会などと協議する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

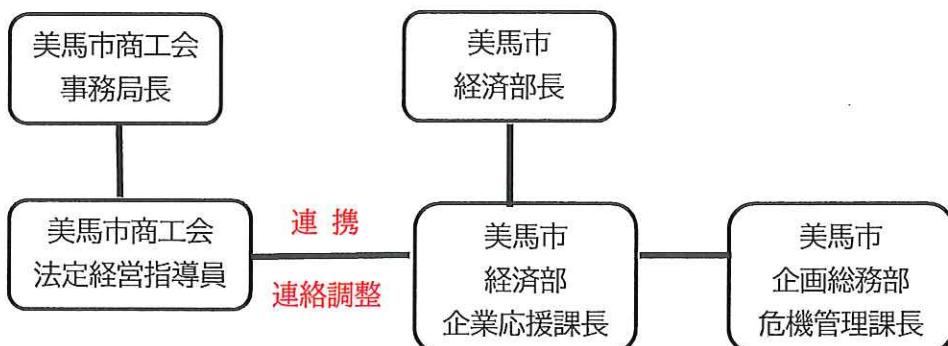
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

後藤田 哲人 住 所 美馬市脇町大字脇町字北島1265-1  
TEL 0883-53-7393  
FAX 0883-53-7514  
E-mail [tsci3300@tsci.or.jp](mailto:tsci3300@tsci.or.jp)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援

(3)商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

美馬市商工会 住 所 美馬市脇町大字脇町字北島1265-1  
TEL 0883-53-7393  
FAX 0883-53-7514  
E-mail [tsci3300@tsci.or.jp](mailto:tsci3300@tsci.or.jp)

②関係市町村

美馬市 企業応援課 住 所 美馬市穴吹町穴吹字九反地5  
TEL 0883-52-1263  
FAX 0883-52-1200  
E-mail [kigyououen@mima.i-tokushima.jp](mailto:kigyououen@mima.i-tokushima.jp)

危機管理課 住 所 美馬市穴吹町穴吹字九反地5  
 TEL 0883-52-1677  
 E-mail [kikikanri@mima.i-tokushima.jp](mailto:kikikanri@mima.i-tokushima.jp)

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
①専門家派遣	100	100	100	100	100
②セミナー開催費	100	100	100	100	100
③パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
④周知に関する通信費	200	200	200	200	200
⑤備蓄等消耗品費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

## 事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項